

教育職員免許法等施行細則の改正について

1 改正の理由

- (1) 教育職員免許法施行規則の内容に沿ったものとなるように整理し、単位の修得方法を明確にする。(第15条の2、第19条第1項、第19条の2、第24条備考3)
- (2) 免許状の発行基準を満たすか正確に審査を行うため各種様式の内容を改める。(様式第2号、第2号の2、第3号、第6号)
- (3) 特別免許状の様式を改めることで免許状発行事務を効率化させる。(様式第17号)

2 改正の内容

- (1)① 条項ずれが生じている引用箇所を修正する。(第15条の2)
 - ② 「教科に関する専門的事項」に係る単位の修得方法を、教育職員免許法施行規則に定められた科目についてそれぞれ1単位以上修得することを原則とする。(第19条第1項、第19条の2)
 - ③ 重複障害・発達障害に関する記載を設ける。(第24条備考3)
- (2)① 担当していた教科を記入することとする。(様式第2号)
 - ② 欠格事項の括弧書きを「教育職員免許法第5条第1項『第』3号から『第』6号までの規定」とした。臨時免許状の教育委員会記入欄の「教員免許状」の箇所に「等」を加える。(様式第2号の2)
 - ③ 所属長の証明について、現職でない者は「出身学校の責任者又は県教育委員会が適当と認める者」とする。(様式第3号備考1)
 - ④ 備考欄を設けた。(様式第6号)
- (3) 特別免許状の様式を全国共通の免許管理システムで作成可能な様式とする。(様式第17号)

3 施行期日

公布の日

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(免許法施行規則附則第38項の適用を受ける者の場合)	(免許法施行規則附則第35項の適用を受ける者の場合)
第15条の2 免許法施行規則附則第38項の適用を受ける者が保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。	第15条の2 免許法施行規則附則第35項の適用を受ける者が保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。 <u>ただし、次の表に規定する在職年数については、</u> 当分の間、看護師養成施設における在学年数1年を在職年数2年とみなして通算することができる。
[略]	[略]
(中学校の教科に関する専門的事項に関する科目)	(中学校の教科に関する専門的事項に関する科目)
第19条 中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について <u>1単位以上</u> 修得するものとする。	第19条 中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について <u>それぞれ1単位以上</u> （同規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の

	<p>数が、第4章に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超えるときは、当該最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上) 修得するものとする。</p>
<p>2～4 [略]</p> <p>(高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目)</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>(高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目)</p>
<p>第19条の2 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号イからムに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について1単位以上修得するものとする。</p> <p>(特別支援学校教諭の特別支援教育に関する科目)</p>	<p>第19条の2 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号イからムまでに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上(同規則第5条第1項の表備考第1号イからムまでに掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の数が、第4章に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超えるときは、当該最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上) 修得するものとする。</p> <p>(特別支援学校教諭の特別支援教育に関する科目)</p>
<p>第24条 特別支援学校教諭の普通免許状を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次の表の定めるところによる。</p>	<p>第24条 特別支援学校教諭の普通免許状を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次の表の定めるところによる。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

備考

1・2 [略]

3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

様式第2号(第29条、第31条～第33条、第34条関係)

備考

1・2 [略]

3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者(発達障害者を含む。)]に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

様式第2号(第29条、第31条～第33条、第34条関係)

[略]				
①	学校種	職名	期間	合計
教 員 と し て の 在 職 期 間	幼・小・中・高・		[略]	
	特支(幼・小・中 ・高)			
	幼・小・中・高・			
	特支(幼・小・中 ・高)			
間	幼・小・中・高・			
	特支(幼・小・中 ・高)			

[略]					
①	学校種	職名	担当教科	期間	合計
教 員 と し て の 在 職 期 間	幼・小・中・高・			[略]	
	特支(幼・小・中 ・高)				
	幼・小・中・高・				
	特支(幼・小・中 ・高)				
間	幼・小・中・高・				
	特支(幼・小・中 ・高)				

[略]		
[略]		
様式第2号の2 (第30条、第33条関係)		
[略]		
[略]		
(教育職員免許法第5条第1項3号から6号までの規定)		
[略]		
[略]		
※以下、宮崎県教育委員会記入欄		
[略]		
臨時免許	添付書類	[略]
免書	教員免許状の写し	[略]
許類	[略]	[略]
[略]		
様式第3号 (第30条、第33条関係)		
[略]		
(備考) 1 所属長の証明は、現職でない者は出身学校又は勤務場所の責任者によるものとする。		
2 [略]		
様式第6号 (第33条、第34条関係)		

[略]		
[略]		
様式第2号の2 (第30条、第33条関係)		
[略]		
[略]		
(教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定)		
)		
[略]		
[略]		
※以下、宮崎県教育委員会記入欄		
[略]		
臨時免許	添付書類	[略]
免書	教員免許状の写し等	[略]
許類	[略]	[略]
[略]		
様式第3号 (第30条、第33条関係)		
[略]		
(備考) 1 所属長の証明は、現職でない者は出身学校の責任者又は県教育委員会が適当と認める者によるものとする。		
2 [略]		
様式第6号 (第33条、第34条関係)		

[略]

[略]

(備考) 臨時免許状が授与されるべき具体的な根拠を(2)に
明示すること(例:他の教員免許状、資格又は実務経験
(年数を記載)等)。過去に授与された臨時免許状自体
は新たに臨時免許状を授与する根拠とはならない。

別記様式第17号を次のように改める。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。